

2018年3月29日

株式会社 山陰合同銀行

## 遺言による寄付に関する地元大学との提携について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、2018年3月29日に国立大学法人島根大学および国立大学法人鳥取大学（以下、両大学という）と遺言による寄付（以下、遺贈という）に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

今回の提携は、両大学へ財産の寄付を希望されるお客様の遺贈手続きを、当行が信託会社等の専門家と連携してサポートするものです。

当行は今後とも、相続への関心の高まりや地域の金融ニーズにお応えするとともに、銀行業務を通じて健全な地域社会の維持・発展に貢献してまいります。

### 記

#### 1. 提携の内容

- (1) 当行は、両大学へ遺贈をお考えの方を、両大学からご紹介いたします。
- (2) 当行は、お客様のご意向を確認・ご相談のうえ、必要に応じて信託会社等の専門家と連携し、遺贈のサポートをさせていただきます。

#### 2. 締結日

2018年3月29日（木）

#### 3. その他

両大学に遺贈された財産は、相続税の非課税財産になります。

以上